

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計画主体	洲本市

洲本市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 産業振興部農政課
所在地 洲本市本町三丁目 4 番 10 号
電話番号 0799-24-7638
FAX番号 0799-25-3590
メールアドレス nousei@city.sumoto.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	シカ・イノシシ・ニホンザル
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	洲本市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
シカ	水稻	0.17ha 212千円
	飼料作物	0.68ha 389千円
	野菜	0.43ha 1,666千円
	計	1.28ha 2,267千円
イノシシ	水稻	3.08ha 3,850千円
	飼料作物	3.69ha 2,114千円
	野菜	0.71ha 3,711千円
	イモ類	0.06ha 125千円
	計	7.54ha 9,800千円
ニホンザル	顕著な農作物被害は確認されていないが、目撃情報や生活被害報告がある。	
	計	0.0a 0千円

(2) 被害の傾向

シカの農作物被害は柏原山系の山々が連なる市南部で発生しており、金網柵等による防除で一定の効果がみられたが、未整備集落や従来発生していなかった集落において新たに発生している。個体数については横ばいであるが、生息域の拡大により市北部や西部でも目撃情報が増加しており、新たな被害が発生する恐れがある。

イノシシの農作物被害は市内全域で発生しており、シカと同様、金網柵等による防除の効果もみられるが、依然として高い水準にある。また有害捕獲において、豚熱の影響により令和3・4年度は例年に比べて捕獲頭数が大きく減少したが、それでもなお年間1,000頭近く捕獲しており、被害減少は感じられない状況である。さらに、直接的な農作物被害のみならず、掘り返しにより、法面や水路、圃場にも大きな被害を及ぼしている。

ニホンザルについては、本市では餌付け個体群が約450頭生息しているが、上灘地域では一年を通じて数頭のハナレザルや数頭からなる群れ数団が目

撃されている。人に対して威嚇行動をおこなったり、住宅などの建造物に被害を加えるなど悪質な行為をする個体も確認されており、住民の精神的不安も拡大している。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
シカ	1.28ha 2,267千円	0.96ha 1,700千円
イノシシ	7.54ha 9,800千円	5.66ha 7,350千円
ニホンザル	—	—

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>銃器を用いたグループ猟、わな猟によるシカ・イノシシの捕獲を、一年を通じて実施しており、ICTを用いた囲い罟等の導入も行っている。</p> <p>また、新規狩猟免許取得に関する助成や狩猟者への猟具の購入助成を行い、捕獲圧を高めている。</p>	<p>有害捕獲において令和4年度は、シカ・イノシシ合わせて年間約1,400頭近く捕獲している。シカの個体数については横ばいの傾向がみられ、イノシシに関しては、豚熱の影響もあって個体数減少の傾向がみられるが、農作物の被害減少にはなっていない。捕獲従事者が不足する集落の発生や、集落銃猟免許所持者の高齢化も懸念される。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>国庫及び県補助事業を活用した集落単位の防護柵の整備を進めるとともに、市単独事業による集落ぐるみの獣害対策事業で、設置した防護柵の補修及び、電気柵等の設置の助成を行っている。</p>	<p>防護柵を設置した集落では一定の効果を上げているが、未設置集落への被害が増加している。</p> <p>設置後の維持管理について、集落ぐるみでの管理体制の構築が課題である。</p> <p>また、国庫補助事業の要件に該当しない地域への防護柵の設置が課題である。</p>

(5) 今後の取組方針

今後も、集落ぐるみによる獣害対策として地域住民が主体となった捕獲と防除の総合的な被害防止体制の構築について、鳥獣の習性や防除技術等の知識の普及啓発、財政的な支援等を行い、対象鳥獣の生息数の増加防止と農作物被害の軽減を図っていく。また、集落ぐるみでの獣害対策が成功しているモデル集落の支援とその対策の波及を目指す。

捕獲については、有害鳥獣捕獲従事者の減少対策として、狩猟免許試験の費用助成及び、新規狩猟者へ箱わなの貸与を行うことで、狩猟者の増加を図り、シカ・イノシシの捕獲を推進するため、猟具の購入、補修等の助成を行っていく。

また、ニホンザルにおいても、セミナーの実施や、必要に応じて捕獲を行っていき、生息状況の把握に努める。

被害防止については、要望のある集落に対して緩衝帯の設置の検討、防護柵設置の支援、及び集落ぐるみの獣害対策の推進、セミナー等の開催により正しい知識の獲得を図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

洲本市鳥獣被害防止計画に基づき、猟友会員を中心に、対象鳥獣の捕獲を実施する。

また、狩猟者と集落の連携（餌付け等の役割分担）を推奨し、捕獲の効率を高め、狩猟者の労力削減を図る。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 5年度	シカ イノシシ ニホンザル	捕獲機材（箱わな等）の整備及び導入支援 狩猟免許（第1種銃猟・わな猟）の取得促進 セミナー開催による捕獲技術の向上
令和 6年度	シカ イノシシ ニホンザル	捕獲機材（箱わな等）の整備及び導入支援 狩猟免許（第1種銃猟・わな猟）の取得促進 セミナー開催による捕獲技術の向上
令和 7年度	シカ イノシシ ニホンザル	捕獲機材（箱わな等）の整備及び導入支援 狩猟免許（第1種銃猟・わな猟）の取得促進 セミナー開催による捕獲技術の向上

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

近年の捕獲実績及び生息状況などの各種データを活用して、捕獲計画数を設定する。

シカについては、存続可能最小個体数を確保しつつ、直近の捕獲実績に応じた捕獲目標を設定する。

イノシシについては、継続的に捕獲圧を加え、生息密度の低減を図るために直近の捕獲実績に基づき、達成可能な捕獲目標を設定する。

ニホンザルについては、計画的な捕獲は行わず、有害個体が発生した場合

、個別に捕獲を実施する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
シカ	600頭	600頭	600頭
イノシシ	1,000頭	1,000頭	1,000頭
ニホンザル	—	—	—

捕獲等の取組内容
被害農家又は農会長等からの捕獲要望書の提出により、銃器及び箱わな等を活用した捕獲を実施する。 捕獲時期については、基本的に狩猟期間を除く期間とし、捕獲予定場所は、要望のあった箇所（市内全域）とする。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
—

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
—	—

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
シカ	金網柵 1,000m	金網柵 1,000m	金網柵 1,000m
イノシシ	金網柵 1,000m ワイヤーメッシュ柵 2,000m	金網柵 1,000m ワイヤーメッシュ柵 2,000m	金網柵 1,000m ワイヤーメッシュ柵 2,000m

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	シカ イノシシ ニホンザル	・被害防止対策知識の普及（セミナー） ・集落ぐるみの鳥獣害対策支援 （防護柵の維持管理の費用助成、電気柵支援）
令和6年度	シカ イノシシ ニホンザル	・被害防止対策知識の普及（セミナー） ・集落ぐるみの鳥獣害対策支援 （防護柵の維持管理の費用助成、電気柵支援）
令和	シカ	・被害防止対策知識の普及（セミナー）

7年度	イノシシ ニホンザル	・ 集落ぐるみの鳥獣害対策支援 (防護柵の維持管理の費用助成、電気柵支援)
-----	---------------	--

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
洲本市産業振興部農政課 (鳥獣被害対策実施隊)	関係機関・有害鳥獣捕獲班との連絡調整 情報の収集・提供、広報
兵庫県淡路県民局 洲本農林水産振興事務所	関係機関との連絡調整、情報収集・提供
兵庫県警察洲本警察署	住民通報・現場対応、関係機関との連絡調整
一般社団法人兵庫県猟友会 洲本支部・中淡支部五色地区	捕獲活動の実施

(2) 緊急時の連絡体制

洲本警察署→(洲本農林水産振興事務所→) 洲本市→有害鳥獣捕獲班

6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	洲本市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
洲本市産業振興部農政課	協議会事務局、関係機関との連絡調整、鳥獣捕獲許可証の交付、捕獲活動の指導、被害情報の収集・整理、捕獲・防除技術の普及啓発、狩猟者の後継者育成
洲本市農業委員会	被害情報の収集、防除技術の普及啓発
兵庫県淡路県民局 洲本農林水産振興事務所	鳥獣保護管理法の指導、保護管理計画の推進、県研究機関との技術支援の調整、捕獲・防除技術の普及啓発 野生動物共生林整備等の森林整備の検討・指導、生息地(森林)管理手法の検討・支援
兵庫県農業共済組合 洲本淡路事務所	被害情報の収集、防除技術の普及啓発
淡路日の出農業協同組合	被害情報の収集、防除技術の普及啓発
一般社団法人兵庫県猟友会 洲本支部・中淡支部五色地区	捕獲活動の実施、捕獲技術の普及啓発

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
兵庫県森林動物研究センター	野生動物に関する調査研究、捕獲・防除技術の普及啓発
兵庫県警察洲本警察署	鳥獣保護法、銃刀法の指導、狩猟の安全講習

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

規模（構成）：市職員5名 活動内容：広報・啓発活動の実施、捕獲補助等

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

国庫・県補助事業等を活用した被害防止施策を実施し、また、市単独事業として集落ぐるみで被害対策に取り組めるよう活動経費の助成やセミナー等を開催し、有害鳥獣の生態や被害防止に関する情報を提供する。
--

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣の処理については、捕獲場所周辺での埋設処理を基本とする。埋設処理が困難な場合は、市と契約している処分施設への搬入を促す。 そのほか、捕獲鳥獣の利活用の取組として、自家消費に加え、食品衛生法上の営業許可を有する処理施設と連携し、利活用される個体の増加を図るとともに、安全性の向上に関する取組を進める。
--

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

食用としての利活用及びペットフードについて、既設の加工処理施設、飲食店又は狩猟者団体等と連携しながら、淡路島産のジビエの普及啓発活動等を行う。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

兵庫県並びに隣接する淡路市及び南あわじ市と連携した広域的かつ効果的な被害防止施策の実施について検討を行う。 県内の野生イノシシにおいて、豚熱感染が確認されていることから、感染拡大防止に向けて、捕獲強化を進めるとともに、捕獲従事者の靴底、車両等の消毒を実施するなど、防疫措置の徹底に取り組む。
--